

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目12番18号

ダイソー株式会社代表取締役 佐藤 存
社長執行役員

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場所 大阪市北区大淀中一丁目1番20号 ウェスティンホテル大阪 4階 花梨の間
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第160期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第160期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.daiso.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、特に上半期の消費マインドの低下による個人消費の弱さが見られたことや海外景気の下振れ懸念等により、デフレからの脱却には至っておらず、ゼロ成長に近い状況となりました。

このような環境のもと、当社グループは、中期経営計画『NEXT FRONTIER-100』の初年度にあたり、「新製品・新規事業の創出」と「海外事業の拡大」を推進するため「新規事業推進プロジェクトチーム」および「海外事業推進プロジェクトチーム」を発足させ、事業の拡大と強化に取り組んでまいりました。さらに、事業構造の変化に適應するため「コスト構造改革プロジェクトチーム」を発足させ、コスト低減による競争力強化を図ってまいりました。

事業分野別では、ヘルスケア関連事業強化のため、医薬品精製材料、医薬品原薬・中間体の営業および研究開発等を一体運営体制に移行し、両事業のリソースを相互活用することによって、相乗効果の創出に注力いたしました。また、エピクロルヒドリンゴムを中心とする合成ゴム事業の川下展開および海外展開の強化を図るため、昨年12月に株式会社INBプランニングに出資し、既存用途の拡大および新規用途の開拓に両社協働で注力するとともに、合成ゴムおよびコンパウンド事業を起点にした海外生産拠点展開を推進する体制の構築に取り組んでまいりました。

基礎化学品では、クロール・アルカリの国内シェア拡大、エピクロルヒドリンの海外市場への拡販とともに、国内4工場においてエネルギー高効率化工事を実施するなど、コスト低減を推進してまいりました。

機能化学品では、ダップ樹脂やエピクロルヒドリンゴム等を、欧米・中国向け市場へ拡販するとともに、医薬品精製材料や医薬品原薬・中間体の新規顧客獲得を図ってまいりました。

住宅設備ほかでは、新素材などを用いた生活関連商品の販売を推進するとともに、エンジニアリング事業において化学プラントの新規受注獲得に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,013億6千5百万円と前期比10.6%の増加となりました。売上高1,000億円は、当社グループ100周年（平成27年度）の目標とし、積極的な事業展開を図ってまいりましたが、1年前倒しで達成することができました。利益面におきましては、機能化学品事業の伸長およびコストダウンにより、営業利益は51億7千2百万円と前期比8.9%の増加、経常利益も57億4千7百万円と前期比9.7%増加、当期純利益も34億5千万円と前期比13.9%増加となり、各利益とも前年に引き続き、過去最高となりました。

部門別の営業状況は、次のとおりであります。

（基礎化学品）

クロール・アルカリは、原燃料価格上昇を背景として上半期に価格修正を実施し、また、国内需要も堅調に推移したため、売上高が増加しました。

エピクロルヒドリンは、エポキシ樹脂向けなどの国内需要は低調であったものの、輸出が堅調に推移したため、売上高が増加しました。

以上の結果、基礎化学品の売上高は、442億2千9百万円と前期比9.2%の増加となりました。

（機能化学品）

アリルエーテル類は、シランカップリング剤用途の需要が、欧米・アジアを中心に堅調に推移し、売上高が増加しました。

エピクロルヒドリンゴムは、中国・東南アジア等新興国市場での市場開拓の効果および欧米・中国の自動車生産台数の増加により、輸出が堅調に推移し、売上高が増加しました。

ダップ樹脂は、UVインキ用途向けが国内および欧米向けで堅調に推移し、売上高が増加しました。

医薬品精製材料は、欧米・アジア向けの輸出が好調に推移し、売上高が増加しました。

医薬品原薬・中間体は、骨粗鬆症薬原薬や血流改善薬原薬、抗体医薬品原料等が好調に推移したほか、抗ウイルス薬中間体をはじめとする数多くの新規案件獲得が寄与し、売上高が増加しました。

電極は、国内外鉄鋼メーカー向けの亜鉛めっき鋼板用電極の需要増加および新規酸洗設備用電極の受注を受け、売上高が増加しました。

液晶ディスプレイ用カラーレジストは、スマートフォンなど中小型ディスプレイ向けの需要が堅調に推移し、売上高が増加しました。

衛生材料向け吸水性樹脂および不織布は、中国における需要の高まりから販売が好調に推移し、売上高が増加しました。

以上の結果、機能化学品の売上高は、358億1千6百万円と前期比10.3%の増加となりました。

(住宅設備ほか)

化粧板などのダップ加工材は、住宅着工件数の落ち込みの影響で売上高は横這いとなりましたが、生活関連商品の販売が好調に推移し、売上高が増加しました。

エンジニアリング事業は、国内外顧客の化学プラント増強・更新工事や電解設備更新工事等の完成により、売上高が増加しました。

以上の結果、住宅設備ほかの売上高は、213億1千9百万円と前期比14.5%の増加となりました。

部門別売上高(連結)

部門	前期	当期	対前期比増減
基礎化学品	40,517 ^{百万円}	44,229 ^{百万円}	9.2%
機能化学品	32,481	35,816	10.3
住宅設備ほか	18,621	21,319	14.5
合計	91,621	101,365	10.6

2. 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、前期に引き続きアリルクロライド・エピクロルヒドリン(AC・EP)の製造設備の増設に加え、ダップ樹脂製造設備の増設およびコストダウン投資などを中心に、総額20億円の設備投資を実施しました。

3. 資金調達の状況

成長戦略に沿った設備投資への所要資金は、自己資金および新株予約権付社債の発行により賄いました。

4. 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しにつきましては、長期的には米国の量的緩和終了や欧州の財政問題による影響、新興国経済の景気下振れも懸念されますが、政府による景気対策や堅調な推移が予測される設備投資、雇用および所得環境の改善等により、総じて底堅い成長が継続するものと期待されます。

このような情勢のもと、平成27年度は、5カ年の中期経営計画『NEXT FRONTIER-100』の2年目にあたり、引き続き「新製品・新規事業の創出」と「海外事業の拡大」を成長エンジンとして、事業の拡大と強化に取り組んでまいります。新製品・新規事業につきましては、開発体制を刷新し、当社が強みを発揮できる領域を中心に、ライフサイエンス、エネルギー

一・環境、電子材料の分野で新製品の開発を推進してまいります。海外事業では、当社のコア事業である基礎化学品、機能化学品および商社部門であるダイソーケミカル株式会社を中心に強化し、海外事業の拡大に取り組んでまいります。

基礎化学品では、事業環境の変化を注視し、国内の中・小ユーザーのシェア獲得などきめ細かい営業活動を推進することにより、シェア拡大に取り組んでまいります。また、エピクロルヒドリン事業は、水島工場の生産能力を増強するとともに、さらなるコスト削減に取り組み、AC・EPチェーンのグローバル競争力の強化を図り、積極的にシェア拡大を推進してまいります。

機能化学品では、エピクロルヒドリンゴムの自動車用途、ダップ樹脂のUVインキ用途を中心に拡販を進める一方で、医薬品原薬・中間体、医薬品精製材料の拡大に取り組み、事業拡大を図ってまいります。

住宅設備ほかでは、新素材およびケミカル技術を応用した生活関連商品の開発ならびに販路の拡大に注力してまいります。また、エンジニアリング事業は、当社グループの得意とする資源回収ビジネスの拡大やクロール・アルカリをはじめとした無機化学プラントを中心に、国内に加え海外市場での受注拡大に取り組んでまいります。

また、当社グループは、環境・安全と製品の品質の確保につきましても、レスポンシブル・ケア活動とISO活動を通じて万全を期すとともに、省資源・省エネルギー活動に積極的に取り組み、地球環境と調和した企業の発展を図ってまいります。

さらに、企業の社会的責任を重視し、日々の事業活動において法令遵守に積極的に取り組んでまいりますとともに内部統制システムを強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努め、社会に信頼される企業グループを目指してまいります。

当社は、今年で創立100周年を迎えます。これを機に、第160回定時株主総会のご承認を経て、本年10月1日付けで商号を「株式会社大阪ソーダ」へ改め、当社創業時の精神である開発力を一層深化させ、独創的なものづくりのさらなる推進を図ってまいります。

さらに、次の100年の飛躍に向けて全社員が一丸となり、当社グループをより活力と革新力のあるグローバル企業としてダイナミックに進化させていく所存であります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第157期 (平成23年4月～ 平成24年3月)	第158期 (平成24年4月～ 平成25年3月)	第159期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	第160期(当期) (平成26年4月～ 平成27年3月)
売 上 高(百万円)	82,489	83,149	91,621	101,365
経 常 利 益(百万円)	4,246	5,025	5,241	5,747
当期純利益(百万円)	1,940	2,888	3,029	3,450
1株当たり当期純利益(円)	18.41	27.41	28.76	32.75
総 資 産(百万円)	67,677	76,804	84,326	100,893
純 資 産(百万円)	34,843	38,246	41,615	47,704

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況

区 分	第157期 (平成23年4月～ 平成24年3月)	第158期 (平成24年4月～ 平成25年3月)	第159期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	第160期(当期) (平成26年4月～ 平成27年3月)
売 上 高(百万円)	55,958	56,606	61,734	67,846
経 常 利 益(百万円)	3,640	3,995	4,426	4,940
当期純利益(百万円)	1,637	2,313	2,616	2,992
1株当たり当期純利益(円)	15.54	21.95	24.84	28.40
総 資 産(百万円)	60,526	68,051	75,276	91,028
純 資 産(百万円)	32,553	35,365	38,455	43,663

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

6. 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ダイソーケミカル株式会社	90百万円	100%	化学製品の販売
ダイソーエンジニアリング株式会社	80百万円	100%	電極の製造販売、 化学設備の設計・施工
サンヨーファイン株式会社	50百万円	100%	医薬品原薬・中間体の製造・販売
株式会社インパックス	10百万円	100%	化学製品の販売
株式会社ジェイ・エム・アール	30百万円	100% (100%)	資源リサイクル
DSロジスティクス株式会社	20百万円	100%	化学製品の運送取扱い
岡山化成株式会社	50百万円	100%	化学製品の製造
大曹化工貿易(上海)有限公司	4,016千元	100% (100%)	化学製品の販売

(注) 議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

7. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

部門	主要営業品目
基礎化学品	かせいソーダ、塩酸、液化塩素、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、 亜塩素酸ソーダ、塩素酸ソーダ、かせいカリ、水素ガス、 エピクロロヒドリン、アリルクロライド、農薬原体、塗料原料、 接着剤原料など
機能化学品	アリルエーテル類、エピクロロヒドリンゴム、ダップ樹脂、 省エネタイヤ用改質剤、医薬品精製材料、レンズ材料、感光性樹脂、 カラーレジスト、電極、医薬品原薬・中間体、光学活性体、 グラスファイバー、資源リサイクルなど
住宅設備ほか	ダップ加工材、住宅関連製品、健康食品、化学薬品の輸送・貯蔵、 化学プラント、環境保全設備建設など

8. 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
本社	大阪市
東京支社	東京都千代田区
研究センター	尼崎市

名称	所在地
小倉工場	北九州市
尼崎工場	尼崎市
松山工場	松山市
水島工場	倉敷市

(2) 子会社

名 称	所 在 地
ダイソーケミカル株式会社	大阪市、東京都千代田区ほか
ダイソーエンジニアリング株式会社	大阪市ほか
サンヨーファイン株式会社	大阪市、坂井市(福井県)ほか
株式会社インペックス	大阪市
株式会社ジェイ・エム・アール	尼崎市
D S ロジスティクス株式会社	尼崎市ほか
岡山化成株式会社	大阪市、倉敷市(岡山県)
大曹化工貿易(上海)有限公司	上海市(中国)

9. 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

部 門	従業員数
基礎化学品	274
機能化学品	339
住宅設備ほか	51
全社共通	147
合 計	811

(注) 当社の従業員数は562名です。

10. 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,280
株式会社福岡銀行	3,660
株式会社みずほ銀行	3,465
株式会社伊予銀行	2,075
株式会社三井住友銀行	970

II. 当社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 111,771,671株（うち自己株式6,411,660株）
3. 株主数 6,281名
4. 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,559 ^{千株}	5.27%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,384	4.16
株 式 会 社 福 岡 銀 行	4,113	3.90
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,842	3.64
株 式 会 社 伊 予 銀 行	3,744	3.55
帝 人 株 式 会 社	3,393	3.22
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,348	3.17
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,188	3.02
旭化成ケミカルズ株式会社	2,933	2.78
ダ イ ソ ー 協 栄 会	2,814	2.67

（注） 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数（6,411,660株）を控除して計算しております。

III. 当社の新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項（平成27年3月31日現在）

当連結会計年度において発行した新株予約権付社債

発行決議の日	平成26年7月4日
新株予約権の数	10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,459,227株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権付社債の残高	10,000百万円

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位	担当等	重要な兼職の状況
佐藤 存	代表取締役 社長執行役員		
山下 光一	取締役 専務執行役員	生産技術本部担当	
鳥井 宗朝	取締役 上席執行役員		株式会社インベックス 代表取締役社長
堀 登	取締役 上席執行役員	化学品事業部長、国内営業 所担当	
寺田 健志	取締役 上席執行役員	機能材事業部長	
瀬川 恭史	常勤監査役		
谷口 隆治	常勤監査役		
福島 功	監査役		
森 真二	監査役		弁護士 ダイドードリンコ株式会社 社外取締役

(注) 1. 当事業年度中に次のとおり取締役の異動がありました。

- (1) 平成26年6月27日開催の第159回定時株主総会において、取締役 柴野美知朗氏は任期満了により取締役を退任しました。
 - (2) 平成26年6月27日開催の第159回定時株主総会において、堀 登氏、寺田健志氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
 - (3) 取締役 多木宏行氏は、平成26年12月31日付で取締役を辞任しました。
(辞任時の地位および担当)
取締役上席執行役員 管理本部担当、東京支社担当
2. 監査役 谷口隆治氏、福島 功氏および森 真二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 谷口隆治氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有するものであります。
 4. 監査役 福島 功氏は、経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識を有するものであります。
 5. 監査役 森 真二氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の法的知見を有するものであります。
 6. 当社は、監査役 森 真二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	7 <small>名</small>	142 <small>百万円</small>	
監 査 役	4	39	うち社外監査役3名 24百万円
合 計	11	182	

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。
2. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金53百万円（取締役48百万円、監査役2百万円、社外監査役3百万円）が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 各社外監査役の重要な兼職の状況および主な活動状況

社外監査役 谷口 隆治氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全22回中22回、また、監査役会全12回中12回に出席したほか重要な会議に出席し、主に金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役 福島 功氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全22回中19回、また、監査役会全12回中10回に出席したほか重要な会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役 森 真二氏

同氏は、ダイドードリンコ株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全22回中22回、また、監査役会全12回中12回に出席したほか重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、発言を行っております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、各社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた限度額であります。

(3) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つと位置づけ、社外取締役の確保に取り組んでまいりましたが、候補者の選任が難しく、当事業年度末におきましては社外取締役は不在でありました。このたび社外取締役にふさわしい候補者のご了解をいただきましたので、本年6月26日開催予定の当社第160回定時株主総会において、社外取締役候補者2名を含む取締役選任議案を提出いたします。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名称

新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支 払 額
	百万円
当社が支払うべき報酬等の額（注）1	35
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(注) 2	40

(注) 1. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務等に関する調査業務ほかの対価の支払額を含んでおります。

3. 解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任ほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

VI. 業務の適正を確保するための体制

内部統制に関する基本方針の当社取締役会決議の概要は、次のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、コンプライアンス・プログラムを制定し、具体的な行動規範として、行動指針および行動基準を制定し、当社および関係会社の全役職員に対し周知徹底を図っている。
- (2) コンプライアンス体制の整備および維持を図るために社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、さらに、専門委員会として情報管理委員会、公正取引管理委員会、貿易委員会を設置し、専門的な法律問題に対応する体制を確立している。また、コンプライアンス体制の一層の充実を図るため、コンプライアンス委員会および専門委員会には弁護士を社外委員として招聘し、法的意見を適宜求める体制となっている。
- (3) 取締役は、当社および関係会社における企業倫理の遵守を率先して行う。
- (4) 内部監査部門として執行部門から独立した社長直轄の内部監査室を置き、業務監査規定に基づき、業務監査および監査報告を行う。
- (5) 法令違反その他コンプライアンス違反については、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する内部通報規定に基づき、コンプライアンス委員会の相談窓口および社外の弁護士を通報窓口とする内部通報システムの運用により対応する体制となっている。
- (6) 当社および関係会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会規則、文書管理規定等に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書を、適切に保存および管理している。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、環境保全、保安防災、労働安全および化学品安全に配慮し、危機管理基本規定を定め、危機対応規定およびRC委員会規定により危機管理体制を構築している。
- (2) 当社は、主要なリスクとして、災害リスク、生産・製造リスク、情報管理リスク、情報システムに関するリスクおよび財務に関するリスクを認識する。

- (3) 災害リスクに対しては、危機管理基本規定および危機対応規定に基づき対策本部を設置し、迅速な対応を行う。生産・製造リスクに対しては、RC委員会、生産技術本部および品質保証委員会がそれぞれ対応する。情報管理リスクに対しては、情報管理委員会が対応し、情報管理基本規定に基づいて、企業情報と個人情報の適切な取扱いとその監視を行う。情報システムに関するリスクに対しては、情報システム部が関係所轄部署と共同して対応する。財務に関するリスクに対しては、経理規定、業務分掌、職務権限規定等に基づいて、内部牽制、相互チェックを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため執行役員制度を導入し、取締役会が決定した経営戦略および意思決定に基づき、執行役員に委任した業務領域において、取締役会および取締役の監督のもと、迅速な業務執行を行わせる。
- (2) 取締役の職務の執行は、取締役会規則、業務分掌、職務権限規定、稟議規定等において、各取締役の権限および執行手続の詳細が規定されており、各取締役はこれらの規定に基づき職務を執行する。
- (3) 取締役会は原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催され、機動的な運用が図られている。
- (4) 取締役の職務執行上、重要な事項については、代表取締役への諮問機関として取締役を中心に構成される経営会議に付議され、代表取締役の意思決定が的確に理解、実行される。
- (5) 中期経営計画および各年度予算が策定され、全社的な目標および部門目標を明確にするとともに、進捗状況を定期的に確認することにより、取締役の職務執行の効率性を確保する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および関係会社における業務の適正を確保するため、関係会社経営管理基本方針を定め、子会社管理規定および子会社管理基準に従い子会社経営の管理を行う。
- (2) 当社は、業務監査規定に基づき子会社に対する監査を行い、子会社の業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (3) 当社は、当社および関係会社における財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
- (4) 当社は、子会社との意思疎通を図り、協調、協力を促進するため、必要に応じて子会社役員と連絡会議を開催する。
- (5) 取締役は、関係会社において、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実を発見した場合には、取締役会、監査役およびコンプライアンス委員会に報告するものとし、当社および関係会社における業務の適正を確保する。

6. **監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
現時点では、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役の要請があった場合には、監査役と協議の上、独立性を有する使用人を配置する。
7. **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実について監査役に報告する。
 - (2) 使用人は、内部通報システムを利用し、コンプライアンス委員会等を通じて監査役へ報告することができ、監査役は、必要に応じて使用人に対し報告を求めることができる。
 - (3) 監査役は、監査役会規則に基づき、必要に応じて、取締役に対し報告を求めることができる。
 - (4) 監査役は、取締役の職務執行状況の把握および監視を行うため、取締役会ほか重要な会議に出席することができ、関係会社に対し定期的に報告を求めることができる。
 - (5) 監査役は、監査の実効性を確保するため、内部監査室および会計監査人と緊密に連携をとり、監査成果の達成を図る。

VII. 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大規模買付行為が行われる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当社株式を売却されるかは、最終的には当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきであると考えています。そして、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受けた上、十分検討されることが必要と考えます。

しかしながら、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることが必要であると考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたる事業展開を行い、企業価値の安定的かつ継続的な維持・向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実は最も重要な課題と認識しており、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、コンプライアンス委員会活動の強化などの施策を推進しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより当社株主共同の利益を図ることを目的とした「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、平成26年5月9日開催の取締役会において、株主のみなさまのご承認を条件として、一部変更の上、継続することを決議し、平成26年6月27日開催の当社第159回定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただきました。

本プランは、大規模買付行為が一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に基づき行われるべきことを定めております。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報に基づいて大規模買付行為に対し、評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案を行います。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、原則として具体的対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が、グリーンメーラー等の濫用的買収に該当する場合には、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。その判断については、客観性および合理性を担保するため、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める具体的対抗措置を取ります。この場合、当社株主のみなさまが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることはありません。なお、具体的対抗措置の是非等に関する最終的判断については、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、決定することといたします。

本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の当社第159回定時株主総会終結の時から平成29年6月開催予定の第162回定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社の企業価値および当社株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止される場合があります。

4. 上記各取組みに対する取締役会の判断およびその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の各施策は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図るための具体的方策として策定されたものです。したがって、当社施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。したがって、本プランは、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.daiso.co.jp/>）をご参照ください。

VIII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主のみなさまに対する利益配分を重要な責務と考えており、配当につきましては、各期の業績と今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。また、安定性についても重要であると考えております。

（ご参考）本事業報告中、百万円単位の金額および千株単位の株数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,450	流動負債	32,258
現金及び預金	7,596	支払手形及び買掛金	15,764
受取手形及び売掛金	28,172	短期借入金	8,880
有価証券	12,499	一年内返済予定の長期借入金	2,480
商品及び製品	5,669	未払法人税等	915
仕掛品	1,127	未払金	1,653
原材料及び貯蔵品	2,186	賞与引当金	720
繰延税金資産	657	その他	1,843
その他	545	固定負債	20,930
貸倒引当金	△5	新株予約権付社債	10,000
		長期借入金	5,400
固定資産	42,443	繰延税金負債	2,464
有形固定資産	20,586	役員退職慰労引当金	615
建物及び構築物	4,727	退職給付に係る負債	2,447
機械装置及び運搬具	11,581	その他	3
土地	2,298	負債合計	53,189
建設仮勘定	1,649	(純資産の部)	
その他	330	株主資本	40,657
無形固定資産	1,159	資本金	10,882
のれん	902	資本剰余金	9,399
ソフトウェア	192	利益剰余金	22,038
その他	64	自己株式	△1,663
投資その他の資産	20,697	その他の包括利益累計額	7,047
投資有価証券	19,452	その他有価証券評価差額金	6,900
長期貸付金	80	繰延ヘッジ損益	7
繰延税金資産	121	為替換算調整勘定	22
その他	1,049	退職給付に係る調整累計額	118
貸倒引当金	△6	純資産合計	47,704
資産合計	100,893	負債及び純資産合計	100,893

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		101,365
売 上 原 価		85,642
売 上 総 利 益		15,723
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,550
営 業 利 益		5,172
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	294	
そ の 他	499	794
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	121	
そ の 他	99	220
経 常 利 益		5,747
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	30	
補 助 金 収 入	1,234	
新 株 予 約 権 戻 入 益	11	
そ の 他	6	1,282
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	420	
固 定 資 産 圧 縮 損	1,199	1,620
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,409
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,712	
法 人 税 等 調 整 額	247	1,959
当 期 純 利 益		3,450

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,882	9,394	19,367	△1,672	37,971
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△790		△790
当 期 純 利 益			3,450		3,450
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		5		11	16
連結範囲の変動			11		11
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	5	2,671	8	2,685
当 期 末 残 高	10,882	9,399	22,038	△1,663	40,657

項 目	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,782	△0	—	△152	3,629	14	41,615
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△790
当 期 純 利 益							3,450
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							16
連結範囲の変動			9		9		21
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	3,117	7	12	270	3,407	△14	3,393
当 期 変 動 額 合 計	3,117	7	22	270	3,417	△14	6,088
当 期 末 残 高	6,900	7	22	118	7,047	—	47,704

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

ダイソーケミカル株式会社、ダイソーエンジニアリング株式会社、サンヨーファイン株式会社、株式会社インベックス、株式会社ジェイ・エム・アール、DSロジスティクス株式会社、岡山化成株式会社、大曹化工貿易（上海）有限公司

前連結会計年度において非連結子会社であった大曹化工貿易（上海）有限公司は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 6社

非連結子会社の名称

DSウェルフーズ株式会社、DAISO Fine Chem USA, Inc.、DAISO Fine Chem GmbH、台湾大曹化工股份有限公司、DAISO CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.、ほか1社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社6社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

DSウェルフーズ株式会社、DAISO Fine Chem USA, Inc.、DAISO Fine Chem GmbH、台湾大曹化工股份有限公司、DAISO CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.、株式会社INBブランニング、ほか2社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大曹化工貿易（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

- ② デリバティブ
時価法
 - ③ たな卸資産
主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、耐用年数については主として下記のとおりとなっております。
建 物：3～50年
機 械 装 置：4～20年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給額に基づき計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員（執行役員含む）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、通貨オプション取引

ヘッジ対象：外貨建金銭債務

ヘッジ方針

社内規定に基づき、為替相場の変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

② のれんの償却方法および償却期間

のれんについては、20年以内で均等償却しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に係る会計処理の方法

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を反映した割引率から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

この変更による当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債および利益剰余金ならびに当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたこととともない、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が212百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が136百万円、その他有価証券評価差額金が342百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、退職給付に係る調整累計額が6百万円それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 53,861百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額
機械装置 1,580百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数
普通株式 111,771,671株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	368百万円	3.50円	平成26年3月31日	平成26年6月11日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	421百万円	4.00円	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	421百万円	4.00円	平成27年3月31日	平成27年6月10日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、投資計画に照らして、主に銀行借入や社債発行に必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、実需にともなう取引に限定して実施することとしており、売買益を目的とした投機的な取引は一切行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定による与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に上場株式であり、定期的に時価等を把握しております。借入金及び新株予約権付社債の用途は運転資金と設備投資資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引および通貨オプション取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	7,596	7,596	—
(2) 受取手形及び売掛金	28,172	28,172	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	500	503	3
その他有価証券	30,563	30,563	—
資産計	66,832	66,835	3
(1) 支払手形及び買掛金	15,764	15,764	—
(2) 短期借入金	8,880	8,880	—
(3) 新株予約権付社債	10,000	10,370	370
(4) 長期借入金	7,880	7,886	6
負債計	42,524	42,900	376
デリバティブ取引(※)			
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式および債券は取引所の価格によっております。また、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、ならびに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価は、取引所の価格によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	833	—	10	取引先金融機関から提示された価格によっております。
原則的処理方法	通貨オプション取引 買建 米ドル	買掛金	102	—	0	取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式	134
関連会社株式	457
非上場株式	296
合計	888

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 452円78銭
2. 1株当たり当期純利益 32円75銭

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	47,607	流動負債	26,592
現金及び預金	7,341	電子記録債務	295
受取手形	3,803	買掛金	9,879
売掛金	13,729	短期借入金	8,880
有価証券	12,499	一年内返済予定の長期借入金	2,480
商品及び製品	5,005	未払金	2,541
仕掛品	643	未払費用	850
原材料及び貯蔵品	1,286	賞与引当金	539
前払費用	144	未払法人税等	689
繰延税金資産	496	預り金	415
立替金	2,546	その他	20
その他の金	112	固定負債	20,773
貸倒引当金	△1	新株予約権付社債	10,000
		長期借入金	5,400
固定資産	43,421	繰延税金負債	2,347
有形固定資産	19,929	退職給付引当金	2,439
建築物	3,123	役員退職慰労引当金	586
構築物	1,372	負債合計	47,365
機械及び装置	11,668	(純資産の部)	
船舶	0	株主資本	36,917
車両運搬具	6	資本金	10,882
工具、器具及び備品	310	資本剰余金	9,399
土地	1,799	資本準備金	9,393
建設仮勘定	1,649	その他資本剰余金	6
無形固定資産	252	利益剰余金	18,298
特許権	10	利益準備金	1,202
ソフトウェア	192	その他利益剰余金	17,096
ソフトウェア仮勘定	38	固定資産圧縮積立金	464
その他	11	別途積立金	5,114
投資その他の資産	23,238	繰越利益剰余金	11,518
投資有価証券	18,390	自己株式	△1,663
関係会社株式	3,801	評価・換算差額等	6,746
関係会社出資金	12	その他有価証券評価差額金	6,740
その他の金	1,038	繰延ヘッジ損益	6
貸倒引当金	△4	純資産合計	43,663
資産合計	91,028	負債及び純資産合計	91,028

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	67,846
売 上 原 価	54,936
売 上 総 利 益	12,910
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,209
営 業 利 益	4,700
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	336
そ の 他	806
1,143	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	122
そ の 他	781
903	
経 常 利 益	4,940
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	30
補 助 金 収 入	1,234
新 株 予 約 権 戻 入 益	11
1,276	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	420
固 定 資 産 圧 縮 損	1,199
1,620	
税 引 前 当 期 純 利 益	4,596
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,342
法 人 税 等 調 整 額	262
1,604	
当 期 純 利 益	2,992

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本										自己株式	株主資本計
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				利益剰余金計			
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金						
		固定資産圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益剰余金								
当 期 首 残 高	10,882	9,393	0	9,393	1,202	440	5,114	9,339	16,096	△1,672	34,701	
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当								△790	△790		△790	
当 期 純 利 益								2,992	2,992		2,992	
自 己 株 式 の 取 得										△2	△2	
自 己 株 式 の 処 分			5	5						11	16	
固定資産圧縮積立金の積立						23		△23	—		—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当 期 変 動 額 合 計	—	—	5	5	—	23	—	2,178	2,201	8	2,215	
当 期 末 残 高	10,882	9,393	6	9,399	1,202	464	5,114	11,518	18,298	△1,663	36,917	

項 目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	3,740	—	3,740	14	38,455
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△790
当 期 純 利 益					2,992
自 己 株 式 の 取 得					△2
自 己 株 式 の 処 分					16
固定資産圧縮積立金の積立					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,999	6	3,005	△14	2,991
当 期 変 動 額 合 計	2,999	6	3,005	△14	5,207
当 期 末 残 高	6,740	6	6,746	—	43,663

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

製品・仕掛品…総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・原材料・貯蔵品…移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については主として下記のとおりとなっております。

建物：3～50年

機械及び装置：4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

※未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員含む）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建金銭債務

ヘッジ方針

社内規定に基づき、為替相場の変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に係る会計処理の方法

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を反映した割引率から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

この変更による当事業年度の期首の退職給付引当金および繰越利益剰余金ならびに当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額		51,596百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額		
機械及び装置		1,580百万円
3. 保証債務	仕入債務に対する保証債務	
	ダイソーケミカル株式会社	1,102百万円
4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務		
	関係会社に対する短期金銭債権	3,267百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	1,802百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	6,251百万円
関係会社からの仕入高	9,988百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	877百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類および総数に関する事項

普通株式	6,411,660 株
------	-------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	178百万円
未払事業税	61百万円
たな卸資産評価損	154百万円
減価償却の償却限度超過額	28百万円
退職給付引当金	786百万円
役員退職慰労引当金	189百万円
その他	281百万円
繰延税金資産小計	1,680百万円
評価性引当額	△107百万円
繰延税金資産合計	1,573百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△220百万円
その他有価証券評価差額金	△3,201百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△3,424百万円
繰延税金負債の純額	△1,851百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことにもない、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が212百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が126百万円、その他有価証券評価差額金が338百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機およびその周辺機器、その他の事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	事業 年度末 残高
子会社	ダイソーケミカル株式会社	大阪市西区	90	化学製品の販売ほか	(所有) 直接 100%	当社製品の販売ならびに資材購入	仕入債務に対する保証	1,102	-	-
							代理決済	(注)1	立替金	1,674
子会社	岡山化成株式会社	大阪市西区	50	化学製品の製造	(所有) 直接 100%	同社製品の仕入	同社製品の仕入(注)2	7,475	買掛金	380
							代理決済	(注)1	立替金	856

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、事業年度末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件ないし取引条件の決定方針等)

1. 当社において、子会社の資金管理業務を集中化しており、日々資金移動および代理決済処理を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。
2. 岡山化成株式会社からの製品仕入については、同社の総原価を勘案し、每期価格交渉のうえ決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 414円42銭
2. 1株当たり当期純利益 28円40銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

ダイソー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 伸幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイソー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

ダイソー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 伸幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイソー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

ダイソー株式会社 監査役会

常勤監査役	瀬川恭史	㊟
常勤社外監査役	谷口隆治	㊟
社外監査役	福島功	㊟
社外監査役	森真二	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、創立100周年を機に、当社創業時の精神である開発力を一層深化させ、独創的なものづくりのさらなる推進を図るため、商号を「株式会社大阪ソーダ」に変更するにあたり、定款第1条を変更するものであります。

また、定款第1条の変更は、平成27年10月1日より効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結することが可能な役員の範囲が変更されたため、定款第32条および第41条について所要の変更を行うものであります。定款第32条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) 当社は、 <u>ダイソー株式会社</u> と称し、英文では、 <u>DAISO CO., LTD.</u> と表示する。	第1条 (商号) 当社は、 <u>株式会社大阪ソーダ</u> と称し、英文では、 <u>OSAKA SODA CO., LTD.</u> と表示する。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第32条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から	第32条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から

現 行 定 款	変 更 案
<p>法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第41条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>< 新設 ></p>	<p>法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p><u>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第41条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条の変更は、平成27年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さとう たもつ 佐藤 存 (昭和16年7月20日生)	昭和39年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役経営企画室長、管理部長、営業企画部長 平成12年6月 当社常務取締役経営企画室・人事部・管理部・情報システム部担当 平成14年4月 当社常務取締役管理本部長、経営企画室担当 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成22年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現在に至る)	135,362株
2	てらだ けんし 寺田 健志 (昭和40年12月10日生)	昭和63年4月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員営業本部化学品事業部副事業部長 平成24年10月 当社執行役員営業本部化学品事業部長 平成25年3月 当社執行役員機能材事業部副事業部長、東京支社長 平成26年4月 当社執行役員経営企画室長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部長 平成26年11月 当社取締役上席執行役員機能材事業部長 平成27年4月 当社取締役上席執行役員経営戦略本部長、機能材事業部長 (現在に至る)	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ほり のぼる 堀 登 (昭和34年2月17日生)	昭和57年4月 野村貿易株式会社入社 平成21年7月 ダイソーケミカル株式会社取締役 化学品副事業部長 平成22年6月 当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 平成24年9月 当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 株式会社インペックス代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 平成26年10月 当社取締役上席執行役員化学品事業部長、国内営業所担当 (現在に至る)	5,000株
※4	あかまつ しんいち 赤松 伸一 (昭和26年11月22日生)	昭和50年4月 旭硝子株式会社入社 平成8年10月 同社大阪支店無機化学品担当支店長 平成10年1月 同社大阪支店基礎化学品担当支店長 平成11年7月 THASCOケミカル株式会社副社長 平成13年12月 北海道曹達株式会社代表取締役専務 平成17年12月 同社代表取締役社長 平成26年7月 当社執行役員機能材事業部副事業部長、サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 平成27年4月 当社執行役員機能材事業部副事業部長、経営戦略本部副本部長、サンヨーファイン株式会社代表取締役社長 (現在に至る)	1,000株
※5	ふくしま いさお 福島 功 (昭和16年11月26日生)	昭和39年4月 株式会社小西儀助商店(現コニシ株式会社)入社 平成10年6月 コニシ株式会社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成16年4月 同社代表取締役社長 平成21年6月 同社代表取締役会長 平成24年6月 同社相談役 平成24年6月 当社社外監査役 (現在に至る)	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 6	ふたむら ぶんゆう 二村文友 (昭和22年1月9日生)	昭和47年4月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社 平成13年6月 同社取締役 平成18年4月 同社常務取締役 平成18年6月 同社常務執行役員 平成19年4月 同社副社長執行役員 平成19年6月 同社代表取締役副社長 平成21年4月 同社取締役 平成21年6月 新日鐵化学株式会社（現新日鐵住金化学株式会社）代表取締役社長 平成25年6月 同社取締役相談役 平成26年4月 同社相談役 平成27年6月 月島機械株式会社社外取締役 (就任予定)	3,000株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 福島 功氏、二村文友氏は社外取締役候補者であり、両氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1) 福島 功氏
 経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識および当社社外監査役としての経験を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断しております。
- (2) 二村文友氏
 経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断しております。
4. 福島 功氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、福島 功氏は、本総会終結の時をもって社外監査役を辞任いたします。
5. 当社は、福島 功氏、二村文友氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
6. 第1号議案「定款一部変更の件」をご承認いただき、福島 功氏、二村文友氏が取締役を選任された場合には、当社は、両氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令によって定められた限度額であります。

第3号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任される山下光一、鳥井宗朝、および監査役を退任される福島 功、ならびに平成26年12月31日付で取締役を退任された多木宏行の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
やました こういち 山 下 光 一	平成12年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 平成24年6月 当社取締役専務執行役員 (現在に至る)
とりい むねとも 鳥 井 宗 朝	平成25年6月 当社取締役上席執行役員 (現在に至る)
ふくしま いさお 福 島 功	平成24年6月 当社監査役 (現在に至る)
た き ひろゆき 多 木 宏 行	平成25年6月 当社取締役上席執行役員 平成26年12月 当社取締役上席執行役員退任

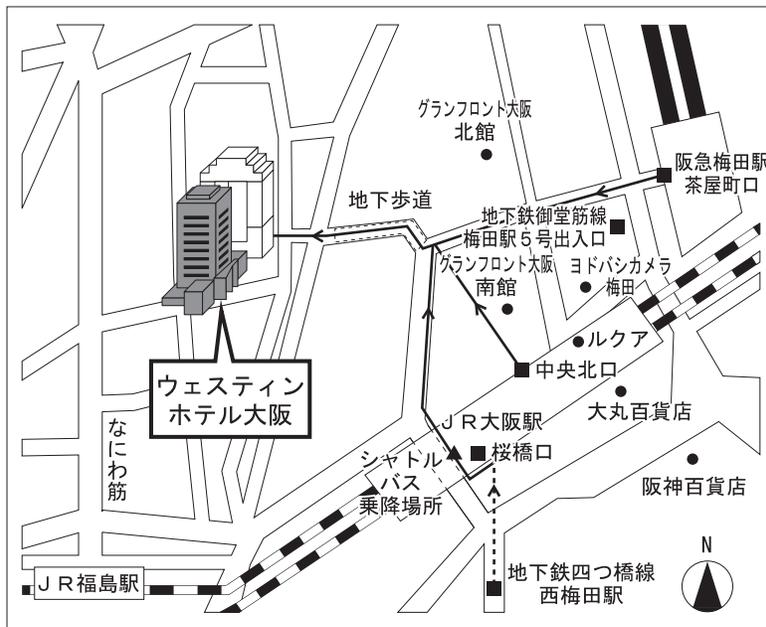
以 上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場 〒531-0076 大阪市北区大淀中一丁目 1 番20号
ウェスティンホテル大阪 4階 花梨の間
電話 06-6440-1111

(会場案内図)



J R 「大阪駅」中央北口（2階）より徒歩7分
阪急「梅田駅」茶屋町口より徒歩9分
地下鉄御堂筋線「梅田駅」5号出口より徒歩9分
地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩9分
J R 「大阪駅」桜橋口西側高架下より無料シャトルバス運行
無料シャトルバス発車時刻
9:00 9:10 9:20 9:30 9:40
5～10分でホテル玄関に到着